

### 3 期目において新たに取組みたいこと

#### 第1 幸せ実感 ころ豊かに暮らせるまち

##### 1 子育てしやすいまちづくり

###### (1)「笛吹こどもまんなか」 みんなで育むまちづくり

ア 保育料の完全無償化

イ 保育所や小中学校等の給食費無償化

ウ 児童発達支援センターの設置

障がいのあるお子さんを預かり、日常生活に適応するための療育等を実施

エ 子ども関連施設の拡充

石和第一保育所及びかすがい西保育所の改築、御坂学童保育クラブの整備、芦川地域に学童保育クラブを新規設置、春日居地域に子育て支援センターを新規設置、そのほか児童館等を含めた子ども関連施設の遊具や備品の充実

オ 病児保育の充実

保育中に体調不良となった子どもを一時的に保育所等の中で預かる「体調不良時対応型病児保育事業」の実施施設を増やす

カ 子どもの居場所づくりの推進

官民が連携・協働する中で子ども食堂や学習支援教室などの設置場所を増やす

キ 子育て支援アプリ(電子健康母子手帳)の導入

子育てや健康に関する情報発信、子どもの健診や成長記録等を管理

ク 子育ての相談支援体制の強化

子育て支援センター等の身近な場所において、子育てに関する様々な相談に応じ、適切なサービスや支援機関を紹介する「利用者支援事業」を実施

ケ ファミリーサポートセンターの利用促進

子育ての援助を受けたい方と援助を行いたい方を結ぶファミリーサポートセンターの利用促進を図り、地域全体で子育て支援

##### 2 誰もが安心して暮らせるまちづくり

###### (1) 不妊治療費助成金の拡充

###### (2) 在宅医療・介護サービス利用者への支援を強化

若年がん患者の在宅療養や遠隔地に居住する介護サービス利用者に関する支援制度を創設

###### (3) フレイル予防を強化

フレイル(加齢により心身の活力が低下した状態)対策として、予防の3本柱である栄養、運動、社会参加の取組をそれぞれ強化し100歳まで元気に

#### (4) 高齢者の交通安全の推進

運転免許証の自主返納を行った高齢者の方に、ハンドル型電動車いす（シニアカー）の購入費等を補助

### 3 人と文化を育むまちづくり

#### (1) 全ての子どもに英語力を 小中学校に先進的な英語教育プログラムを導入

外国語指導助手（ALT）の倍増、児童生徒と外国人講師によるマンツーマンオンライン英会話の実施、国の教育課程特例校制度（英語特区）を活用した特別な教育課程の編成

#### (2) 水泳授業における民間プールの活用

先行実施している石和地区の3小学校以外にも順次拡大

#### (3) 不登校児童生徒に多様な学びの場を提供

フリースクール利用者への支援、民間事業者と連携した学習支援

#### (4) 市全体を一つの総合運動公園に見立てた質の高い競技環境の構築

既存社会体育施設を専門性の高い施設に改修

#### (5) 富士見小学校の改築

#### (6) 学校給食センターの整備

御坂、八代、境川、芦川の学校給食を統合

#### (7) 文化施設のリニューアル

展示品の差別化、収蔵品のデジタル・アーカイブ化

#### (8) 図書館に電子書籍を導入

紙以外でも読書ができる環境をつくり市民の読書活動を推進（児童生徒の読書活動にも活用）

## 第2 幸せ実感 にぎわいあふれるまち

### 1 再び訪れたいくなるまちづくり

#### (1) インバウンド客の取込み強化

笛吹市が富士山周辺地域として認知されるようなPR戦略

#### (2) 富士山周辺を訪れる観光客を、FUJIYAMA ツインテラス経由で笛吹市に誘導する取組の強化

#### (3) 笛吹みんなの広場へのイベント誘致で地域に更なる賑わいを

四季を問わず様々なイベントを誘致、冬はイルミネーションとの相乗効果でさくら温泉通りの回遊性をアップ

### 2 実り豊かなブランド農林業づくり

#### (1) 世界農業遺産を活用した桃やぶどうの「笛吹ブランド」の確立

#### (2) ICTを活用したスマート農業の推進

農業の省力化や安全性の向上を図る

(3) 農業塾の充実

新規就農を望む方への支援の強化

(4) 農業分野における国際交流の推進

将来的には農業の担い手確保につなげる

(5) 荒廃農地の発生防止や解消、鳥獣被害防止対策の強化

3 活力ある地域経済づくり

(1) リニア効果の最大化

本社機能移転を目指した環境整備

(2) 企業誘致の促進

(3) 行政ポイント制度の導入

特定健診や子育て事業など対象の事業に参加した際に、市内の加盟店等で利用できる行政ポイント（デジタル地域通貨）を付与

4 移り暮らせる魅力あるまちづくり

(1) シティープロモーションの強化による地域活性化

メタバースやVR等のデジタル技術を活用しつつ、笛吹市の魅力を市内外に発信し、認知度を高め、持続的な発展へ

(2) 移住者同士が交流できる場の創出

移住者が移住者を呼びこむ環境を構築

第3 幸せ実感 100年続くまち

1 将来を見据えた土地利用を推進するまちづくり

(1) 人口減少時代でも持続可能なまちづくりの推進

(2) 市部本通りから笛吹みんなの広場へのアクセス道路の拡幅

2 安全、安心で災害に強いまちづくり

(1) 防災新時代、命を守るまちづくり

ア 指定避難所の環境整備

学校体育館への空調設備や非常用電源装置の導入など

イ 市内情報通信網の強化（衛星回線導入）

光回線が断線となった際に市内の情報通信網を衛星回線に切り替え

ウ 災害に備えたインフラ強化

配水池、水道管、下水道管の耐震化、マンホールトイレの整備推進

エ 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備

指定避難所近くに整備し、避難者、近隣住民、初期消火に必要な水を確保

オ 拠点備蓄倉庫の整備及び備蓄品の拡充(パーティション、ベッド)

カ 地区防災計画の策定支援

キ 家庭の防災マニュアルの作成、配布

ク 時代に即した消防団の構築

人口規模に応じた適正配置、団員の処遇改善など

(2) 市内小学校の防犯対策の強化

110 番非常通報装置の導入

### 3 快適な生活環境づくり

(1) AI デマンド交通「のるーと笛吹」の市内全域での本格運行

もっと自由に すきな時間に 行きたい場所まで

(2) 市営温泉施設の改修

なごみの湯、ももの里温泉、みさかの湯、やまゆりの湯の4施設を改修

(3) みさか桃源郷公園のリニューアル

(4) カーボンニュートラルに向けた公共施設の ZEB 化

省エネによって使うエネルギーを減らし、太陽光発電等の創エネによって使う分のエネルギーをつくり、消費する年間のエネルギー収支ゼロを目指す

(5) 空き家対策の強化

空き家バンクの利用促進、空き家の改修等に係る補助制度の拡充

(6) 石和温泉駅南口駐輪場の拡張

### 4 市民が起点、地域社会を支える協働のまちづくり

(1) 多文化共生社会の推進

外国人と市民との交流機会の創出、市が発信する情報の多言語化等

(2) 男性の家事・子育てへの参画促進

男性の育休取得を促進する取組を強化

### 5 将来を見据えた行財政づくり

(1) 自治体 DX の推進

窓口 DX…行政手続きのオンライン化、キャッシュレス化の推進

業務改善…職員の生産性の向上

地域活性化 DX…全ての人々がデジタル化のメリットを享受できる地域社会の実現を目指す

(3) ふるさと納税の寄附獲得に向けた取組の強化

自主財源の確保と、ふるさと納税を活用したシティプロモーションの推進

## 庁議付議事項概要書

協議事項・ <b>報告事項</b>		令和6年11月1日提出	
件名	笛吹市地域防災計画における職員配備基準の一部見直しについて	部局名	総務部
概要	<p>笛吹市地域防災計画における職員配備基準は、注意報配備体制（第1配備体制）及び警報配備体制（第2配備体制）時に政策課、財政課、企画課から2人を配備しており、統括班については災害警戒本部体制（第3配備体制）から配備している。</p> <p>統括班は災害対応時に中核を担う班であるため、防災危機管理課経験者を中心に配置しているが、未経験者も多くいる。現在、システム操作研修や総合防災訓練といった訓練を年間2～3回程度行い、統括員のスキルアップを図っているところであるが、実災害時への対応力を強化するためには、更なる訓練が必要である。</p> <p>については、統括班の災害対応力の強化に向け、職員配備基準の一部見直しを行うこととしたので報告する。</p>		
経過	令和6年10月17日、懸案協議において本件を付議し、職員配備基準の見直しについて承認された。		
問題課題			
対応策	<p>職員配備体制について、注意報配備体制（第1配備体制）及び警報配備体制（第2配備体制）時に政策課、財政課、企画課から2人配備している部分を、統括班2人に変更する。警報発表時には、統括班の職員2人に実際に参集してもらい、訓練を行う中でスキルアップを図っていく。</p> <p>本件については、今後統括班の職員に説明を行った上で、運用を開始する。</p>		
協議結果	【報告事項確認了】		

## 第2節 災害配備体制に関する資料

### 第1 市職員配備基準（修正前）

体制	配備基準	配備を要する所属等	配備する場所
第1 配備体制 (注意報配備体制)	【地震】 1 震度4の地震が市内で発生したとき。	1 防災危機管理課 (3人)	1 勤務時間に関わらず、地震に関する情報を収集する。
	【風水害】 1 大雨注意報、洪水注意報のいずれか一以上が発生したとき。	1 防災危機管理課 (3人) 2 政策課、財政課、企画課 (2人) 3 農林土木課 (2人) 4 土木課 (3人) 5 各支所 (3人) 6 指定避難所等管理職員 (参集指示があった場合) ※カッコ内は勤務時間外の職員数 ※消防団は参集に備え自宅待機	1 勤務時間内においては、通常業務を行いながら情報を収集する。 2 勤務期間外においては、自宅待機とする。ただし、状況に応じて出勤する。
第2 配備体制 (警報配備体制)	【地震】 1 震度4の地震が市内で発生し、市内に被害が確認されたとき。	1 防災危機管理課 (3人) 2 総務課 (2人) 3 政策課、財政課、企画課 (2人)	1 勤務時間内は、各勤務先で業務を行う。 2 勤務時間外は、総務課、政策課、財政課の職員は総務課、各支所の職員は各支所へ参集し電話対応を行う。 また、他の職員は各勤務先へ参集する。
	【風水害：短時間の降雨の場合】 1 大雨警報、洪水警報、暴風警報のいずれか一以上が発表されたとき。	4 農林土木課 (2人) 5 土木課 (3人) 6 各支所 (3人)	
	【風水害：長時間の降雨の場合】 1 大雨注意報、洪水注意報のいずれか一以上が発生したとき。	7 指定避難所等管理職員 (開設が決定した指定避難所等の職員) 8 行政バス運転職員 (確保開始) ※8は雨の場合に限る	
	【雪害】 1 市内に大雪警報が発表されたとき	※カッコ内は勤務時間外の職員数 ※消防団は詰所参集、待機、必要に応じて出勤	
第3 配備体制 (災害警戒本部体制)	【地震】 1 震度5弱及び5強の地震が市内で発生したとき。 2 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) が発表されたとき。 3 その他、市長が必要と認めるとき。	1 本部長 (総務部長) 2 副本部長 (防災危機管理課長) 3 課長 4 各課 (2人) 5 各支所 (3人) 6 統括班 7 指定避難所等管理職員 (開設が決定した指定避難所等の職員) 8 行政バス運転職員 (運行開始) ※8は雨の場合に限る ※消防団は出勤	1 本部長、副本部長及び統括班の職員は、市役所本館 2階 防災危機管理課に参集する。 2 課長、課員及び支所職員は、各勤務先に参集する。 3 24時間体制で交代勤務とする。
	【風水害：短時間の降雨の場合】 1 未だ災害は発生していないが、状況の推移によっては、相当規模の災害発生のおそれがあると判断されるとき。 2 洪水や土砂災害に係る避難情報を発令する等の状況が生じたとき。 3 その他、市長が必要と認めるとき。  ※「相当規模の災害」とは、人命救助や広域的な避難支援など、市として災害応急対策を講じる必要があると判断した災害を指す。		

	<p><b>【風水害：長時間の降雨の場合】</b></p> <p>1 大雨警報、洪水警報、暴風警報のいずれか一以上が発表されたとき。</p> <p>2 上芦川雨量計が連続雨量 120 mmに達し、県道が通行止めになる 1 時間前（連続 100 mm）、県からの連絡による。</p> <p>3 その他、市長が必要と認めるとき。</p>	<p>1 八代総合会館 指定避難所管理職員</p>	
体制	配備基準	配備を要する所属等	配備する場所
第3 配備体制（災害警戒本部体制）	<p><b>【雪害】</b></p> <p>1 市内の広範囲な地域にわたり、豪雪により積雪が 30 cm を大きく超えると見込まれるとき</p> <p>2 その他、市長が必要と認めるとき</p> <p><b>【その他の災害】</b></p> <p>1 富士山に噴火警戒レベル 3（入山規制）以上が発表されたとき</p> <p>2 その他、市長が必要と認めるとき</p>	<p>1 本部長（総務部長）</p> <p>2 副本部長（防災危機管理課長）</p> <p>3 課長</p> <p>4 各課（2人）</p> <p>5 各支所（3人）</p> <p>6 統括班</p> <p>7 指定避難所等管理職員（開設が決定した指定避難所等の職員）</p> <p>8 行政バス運転職員（運行開始）</p> <p>※8 は雨の場合に限る</p> <p>※消防団は出動</p>	<p>1 本部長、副本部長及び統括班の職員は、市役所本館 2 階 防災危機管理課に参集する。</p> <p>2 課長、課員及び支所職員は、各勤務先に参集する。</p> <p>3 24 時間体制で交代勤務とする。</p>
第4 配備体制（災害対策本部体制）	<p><b>【地震】</b></p> <p>1 震度 6 弱以上の地震が市内で発生したとき。</p> <p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。</p> <p>3 その他、市長が必要と認めるとき。</p> <p><b>【風水害】</b></p> <p>1 市内に設置された雨量計のいずれかが、連続雨量 300 mm を超えると予想されるとき。</p> <p>2 市内に大雨、暴風特別警報が発表されたとき。</p> <p>3 その他、市長が必要と認めるとき。</p> <p><b>【雪害】</b></p> <p>1 市内に大雪特別警報又は暴風雪特別警報が発表されたとき</p> <p>2 災害が広範囲な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害対策を必要とするとき</p> <p>3 その他、市長が必要と認めるとき</p> <p><b>【その他の災害】</b></p> <p>1 災害が発生し、災害救助法による救助を必要とするとき</p> <p>2 災害が広範囲な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害対策を必要とするとき</p> <p>3 富士山に噴火警戒レベル 4（避難準備）以上が発表されたとき</p> <p>4 その他、市長が必要と認めるとき</p>	<p>全職員</p> <p>※消防団は出動</p>	<p>1 本部長、副本部長及び本部長は、市役所本館 3 階 301 会議室に参集する。</p> <p>2 統括班の職員は、市役所本館 2 階 防災危機管理課に参集する。</p> <p>3 課長、課員及び支所職員は、各勤務先に参集する。</p> <p>4 24 時間体制で交代勤務とする。</p>

## 第2節 災害配備体制に関する資料

### 第1 市職員配備基準（修正案）

体制	配備基準	配備を要する所属等	配備する場所
第1 配備体制 (注意報配備体制)	【地震】 1 震度4の地震が市内で発生したとき。	1 防災危機管理課 (3人)	1 勤務時間に関わらず、地震に関する情報を収集する。
	【風水害】 1 大雨注意報、洪水注意報のいずれか一以上が発生したとき。	1 防災危機管理課 (3人) 2 統括班 (2人) 3 農林土木課 (2人) 4 土木課 (3人) 5 各支所 (3人) 6 指定避難所等管理職員 (参集指示があった場合) ※カッコ内は勤務時間外の職員数 ※消防団は参集に備え自宅待機	1 勤務時間内においては、通常業務を行いながら情報を収集する。 2 勤務期間外においては、自宅待機とする。ただし、状況に応じて出勤する。
第2 配備体制 (警報配備体制)	【地震】 1 震度4の地震が市内で発生し、市内に被害が確認されたとき。	1 防災危機管理課 (3人) 2 総務課 (2人) 3 統括班 (2人)	1 勤務時間内は、各勤務先で業務を行う。 2 勤務時間外は、統括班の職員は、市役所本館 2階 防災危機管理課、各支所の職員は、各支所へ参集し電話対応を行う。 また、他の職員は各勤務先へ参集する。
	【風水害：短時間の降雨の場合】 1 大雨警報、洪水警報、暴風警報のいずれか一以上が発表されたとき。	4 農林土木課 (2人) 5 土木課 (3人) 6 各支所 (3人)	
	【風水害：長時間の降雨の場合】 1 大雨注意報、洪水注意報のいずれか一以上が発表されたとき。	7 指定避難所等管理職員 (開設が決定した指定避難所等の職員) 8 行政バス運転職員 (確保開始) ※8は雨の場合に限る	
	【雪害】 1 市内に大雪警報が発表されたとき	※カッコ内は勤務時間外の職員数 ※消防団は詰所参集、待機、必要に応じて出勤	
第3 配備体制 (災害警戒本部体制)	【地震】 1 震度5弱及び5強の地震が市内で発生したとき。 2 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) が発表されたとき。 3 その他、市長が必要と認めたとき。	1 本部長 (総務部長) 2 副本部長 (防災危機管理課長) 3 課長 4 各課 (2人) 5 各支所 (3人) 6 統括班 7 指定避難所等管理職員 (開設が決定した指定避難所等の職員) 8 行政バス運転職員 (運行開始) ※8は雨の場合に限る ※消防団は出勤	1 本部長、副本部長及び統括班の職員は、市役所本館 2階 防災危機管理課に参集する。 2 課長、課員及び支所職員は、各勤務先に参集する。 3 24時間体制で交代勤務とする。
	【風水害：短時間の降雨の場合】 1 未だ災害は発生していないが、状況の推移によっては、相当規模の災害発生のおそれがあると判断されるとき。 2 洪水や土砂災害に係る避難情報を発令する等のおそれが生じたとき。 3 その他、市長が必要と認めたとき。  ※「相当規模の災害」とは、人命救助や広域的な避難支援など、市として災害応急対策を講じる必要があると判断した災害を指す。		

	<p><b>【風水害：長時間の降雨の場合】</b></p> <p>1 大雨警報、洪水警報、暴風警報のいずれか一以上が発表されたとき。</p> <p>2 上芦川雨量計が連続雨量 120 mm に達し、県道が通行止めになる 1 時間前（連続 100 mm）、県からの連絡による。</p> <p>3 その他、市長が必要と認めたとき。</p>	<p>1 八代総合会館 指定避難所管理職員</p>	
体制	配備基準	配備を要する所属等	配備する場所
第3 配備体制（災害警戒本部体制）	<p><b>【雪害】</b></p> <p>1 市内の広範囲な地域にわたり、豪雪により積雪が 30 cm を大きく超えると見込まれるとき</p> <p>2 その他、市長が必要と認めるとき</p> <p><b>【その他の災害】</b></p> <p>1 富士山に噴火警戒レベル 3（入山規制）以上が発表されたとき</p> <p>2 その他、市長が必要と認めるとき</p>	<p>1 本部長（総務部長）</p> <p>2 副本部長（防災危機管理課長）</p> <p>3 課長</p> <p>4 各課（2人）</p> <p>5 各支所（3人）</p> <p>6 統括班</p> <p>7 指定避難所等管理職員（開設が決定した指定避難所等の職員）</p> <p>8 行政バス運転職員（運行開始）</p> <p>※8 は雨の場合に限る</p> <p>※消防団は出動</p>	<p>1 本部長、副本部長及び統括班の職員は、市役所本館 2 階 防災危機管理課に参集する。</p> <p>2 課長、課員及び支所職員は、各勤務先に参集する。</p> <p>3 24 時間体制で交代勤務とする。</p>
第4 配備体制（災害対策本部体制）	<p><b>【地震】</b></p> <p>1 震度 6 弱以上の地震が市内で発生したとき。</p> <p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。</p> <p>3 その他、市長が必要と認めたとき。</p> <p><b>【風水害】</b></p> <p>1 市内に設置された雨量計のいずれかが、連続雨量 300 mm を超えると予想されるとき。</p> <p>2 市内に大雨、暴風特別警報が発表されたとき。</p> <p>3 その他、市長が必要と認めるとき。</p> <p><b>【雪害】</b></p> <p>1 市内に大雪特別警報又は暴風雪特別警報が発表されたとき</p> <p>2 災害が広範囲な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害対策を必要とするとき</p> <p>3 その他、市長が必要と認めるとき</p> <p><b>【その他の災害】</b></p> <p>1 災害が発生し、災害救助法による救助を必要とするとき</p> <p>2 災害が広範囲な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害対策を必要とするとき</p> <p>3 富士山に噴火警戒レベル 4（避難準備）以上が発表されたとき</p> <p>4 その他、市長が必要と認めるとき</p>	<p>全職員</p> <p>※消防団は出動</p>	<p>1 本部長、副本部長及び本部長は、市役所本館 3 階 301 会議室に参集する。</p> <p>2 統括班の職員は、市役所本館 2 階 防災危機管理課に参集する。</p> <p>3 課長、課員及び支所職員は、各勤務先に参集する。</p> <p>4 24 時間体制で交代勤務とする。</p>

# 統括班一覽

[令和6年度]

係名	担当	氏名	所属
	班長	坪 寛	総務部防災危機管理課
総合調整係	係長	保崎 貴之	総務部防災危機管理課
	立案担当	高橋 謙洋	総務部防災危機管理課
	立案担当	太田 聖史	保健福祉部福祉総務課
	立案担当	松下 和弘	産業観光部農林振興課
	立案担当	山本 公一	総合政策部企画課
	立案担当	小林 健人	総合政策部政策課
	立案担当	一之宮 和博	総合政策部情報システム課
	立案担当	田草 幹彦	消防本部管理課
	統合型GIS担当	赤岡 正大	総合政策部財政課
	統合型GIS担当	安藤 司	教育委員会学校教育課
	情報収集係	係長	山崎 尚美
消防団本団連絡員		石田 和広	総務部防災危機管理課
消防団石和分団担当		志村 仁	総務部防災危機管理課
電話担当		堀木 天	総務部防災危機管理課
電話担当		雨宮 史宜	総務部管財課
電話担当		石川 洋平	保健福祉部健康づくり課
電話担当		渡邊 健次	総合政策部政策課
無線担当		小澤 拓巨	総務部管財課
無線担当		平澤 俊章	建設部建設総務課
無線担当		日野原 俊也	保健福祉部障害福祉課
情報処理担当		飯沼 柚香	総務部防災危機管理課
情報処理担当		三室 泰平	市民環境部戸籍住民課
情報処理担当		清水 栄治	子供すこやか部保育課
情報処理担当		橘田 勇貴	産業観光部観光商工課付

凡例：  
 防災危機管理課 8人  
 配備対応経験者 5人  
 // 未経験者 12人

別記様式(第5条関係)

庁議付議事項概要書

協議事項・ <b>報告事項</b>		令和6年11月1日提出	
件名	令和7年度における重点事業について	部局名	総合政策部
概要	本市における行政運営の指針である「第二次笛吹市総合計画」の効果的な推進を図り、着実に成果を上げていくため、令和7年度に重点的に取り組む事業を市長協議において決定したので、報告する。		
経過	令和6年10月3日から10日にかけて、各部が令和7年度において当該部の重点とすべき事業の概要（目的、課題、必要性、事業内容、効果、期間、財源等）を提案する重点事業協議を行った。 重点事業協議の内容を踏まえ、政策的な考えの下、優先的、重点的に取り組む事業について取りまとめを行い、令和6年10月29日の懸案協議において、令和7年度の重点事業が決定した。		
問題・課題			
対応策	第二次笛吹市総合計画に掲げる笛吹市の将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向けた3つの基本目標、12の施策において、令和7年度は43事業（再掲とした7事業を含む）を重点事業として取り組んでいく。		
協議結果	【報告事項確認了】		

## 令和7年度重点事業 協議項目一覧表

部名	NO.	課名	事業名	種別	事業内容	R6 重点	総合計画 基本目標	適否
総務部	1	防災危機管理課	地区防災計画策定支援事業 ※政策課において追加	継続	行政区を中心に策定する地区防災計画の策定作業を市が支援し、計画の中で、共助の役割を明確にすることで、平時の備えや災害時の対応が円滑に行えるよう備える。 令和6年9月末現在 132行政区中 作成済み20行政区、作成中12行政区		100年続く	重点
	2	防災危機管理課	衛星回線導入検討事業 ※政策課において追加	新規	災害が発生し、電柱が倒れる等により市の光回線が断線した際に、市内の通信を確保するため、衛星を利用したインターネット回線の導入について検討する。		100年続く	重点
	3	防災危機管理課	拠点備蓄倉庫整備検討事業 ※政策課において追加	新規	災害発生後、中長期の避難に必要となる備品等を保管し、かつ、国等からの支援物資等を一時的に保管し配送するための拠点備蓄倉庫の整備について検討する。		100年続く	重点
	4	管財課	芦川支所及び芦川ふれあいプラザ改修事業	新規	芦川支所について、旧館を解体し、サーバー室も含めて新館を改修する。また、土砂災害警戒情報が発表された場合に、暫定的に芦川ふれあいプラザに現地対策本部を移せるよう、芦川ふれあいプラザの内部改修を実施する。		100年続く	重点
総合政策部	1	政策課	生成AI導入事業	新規	令和6年6月に策定した笛吹市DX推進計画において、基本方針の一つに業務改善DXを掲げ、作業効率を見直し、業務プロセスを改善することで生産性の向上を図ることとしている。 現在、職員は議会答弁案やあいさつ文などの作成に当たり、かなりの作業時間を要している。生成AIを導入することで業務効率化を図る。		100年続く	重点
	2	企画課	AIデマンド交通事業	拡充	令和6年1月から、御坂町（西部）、八代町、芦川町を対象に実証運行を開始した。令和7年4月から本格運行に移行し、運行エリアを石和町、御坂町（東部）、春日居町に拡大する。令和8年4月からは、一宮町、境川町に拡大し、市内全域への整備を完了する計画であり、令和7年度は、このためのシステム改修や停留所設置を行う。	重点	100年続く	重点

部名	NO.	課名	事業名	種別	事業内容	R6 重点	総合計画 基本目標	適否
	3	企画課	子育て世帯住宅取得補助事業	継続	市内への子育て世帯の移住・定住を促進するため、中学生以下の子どもがいる世帯が、市内に住宅を取得する場合、補助金（新築・建売30万円、中古25万円）を交付する。	重点	こころ豊か	重点
	4	企画課	奨学金返還支援事業	継続	若者世代の市内定住を促進するため、市内に定住している、または定住する意思がある者が、大学等卒業後、県内の企業に就業して奨学金を返還している場合、返還支援として年額上限20万円の補助金を交付する。	重点	にぎわい	重点
	5	企画課	ふるさと納税事業	継続	生まれた故郷や支援したい自治体への寄附を通じて地域産業を活性化することを目的とした事業。令和5年度には28億9,177万円の寄附があり、令和6年度8月末で約13億3,200万円の寄附があった。	重点	にぎわい	重点
市民環境部	1	市民活動支援課	いちのみやももの里温泉改築事業	継続	市民に親しまれ憩いの場として安全で安心して利用してもらえるよう、市営ももの里温泉施設の老朽化に伴う改築工事を行う。	重点	100年続く	重点
	2	市民活動支援課	みさかの湯改修事業	継続	市民に親しまれ憩いの場として安全で安心して利用してもらえるよう、市営みさかの湯温泉施設の実施設計を業務委託により行う。	重点	100年続く	重点
保健福祉部	1	福祉総務課	個別避難計画作成事業	継続	令和5年度から令和7年度までの3か年で作成した要介護者等の避難行動要支援者の避難場所、避難経路等をあらかじめ定めた個別避難計画について、区長、民生委員等、避難支援等関係者に配布する。	重点	100年続く	重点
	2	福祉総務課	なごみの湯改修事業	継続	いさわふれあいセンター（なごみの湯）について、個別施設計画による施設の大規模改修工事を実施する。	重点	100年続く	重点
	3	福祉総務課	春日居福祉会館（やまゆりの湯）改修事業	新規	春日居福祉会館（やまゆりの湯）について、個別施設計画による施設の大規模改修工事を実施する。		100年続く	重点

部名	NO.	課名	事業名	種別	事業内容	R6 重点	総合計画 基本目標	適否
	4	障害福祉課	児童発達支援センター 設置支援事業	継続	児童の発達について悩みを抱えた家族への支援、市内にある障がい児に関わる施設(事業所)の能力向上を図るため、「児童発達支援センター」を令和8年度までに開設する。	重点	こころ豊か	重点
	5	健康づくり課	若年がん患者在宅療養 生活支援事業	新規	40歳未満の末期がん患者を対象に、在宅療養サービス(訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与、福祉用具購入)の利用に要する費用の一部を補助する。		こころ豊か	重点
	6	長寿支援課	フレイル予防推進事業	新規	心と身体の衰えを予防・改善することで健康寿命の延伸につなげるため、スマートフォンの習慣化アプリを活用したフレイル予防事業を行う。		こころ豊か	重点
子供すこやか部	1	子育て支援課	学童保育施設環境整備 事業	新規	学童保育クラブ内においても、学童の利用児童がタブレット端末を用いて自主学習できるよう、市内14か所の学童保育施設にWi-Fi設備を整備する。また、一宮児童館及び境川児童館のエアコン改修工事を行う。		こころ豊か	重点
	2	子育て支援課	子育て世帯訪問支援事 業	新規	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する。 子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等(調理、掃除、洗濯等)を行う。		こころ豊か	
	3	保育課	石和第一保育所改築事 業	継続	施設の老朽化が進んでいる石和第一保育所について、安全安心な保育施設とするため、施設本体の改築や付帯施設の改修工事を実施する。	重点	こころ豊か	重点
	4	保育課	市立保育所リニューア ル整備事業	新規	市内の保育所の保育室の内装や、保育設備及び保育遊具・玩具の老朽化が著しい状態である。 内装の改修や、子ども達が使用する机や椅子、子どもの発達に良い影響を与える玩具等への入替えを、市としての保育所運営に係る方針を定めた上で、3年間かけて計画的に行っていく。		こころ豊か	重点

部名	NO.	課名	事業名	種別	事業内容	R6 重点	総合計画 基本目標	適否
産業観光部	1	農林振興課	笛吹市農業塾推進事業	継続	農業者等のニーズに応じた支援策を実施するため、笛吹市農業塾を中核として、担い手事業対策を効果的に推進する。	重点	にぎわい	重点
	2	農林振興課	収入保険加入補助事業	継続	農産物の需給変動等の収入減少を補填する収入保険について、加入時のハードルとなっている初期費用の積立金に対し補助制度を設けることで、その加入を促進し、農業者の経営安定と、市の基幹産業である農業振興を図る。	重点	にぎわい	重点
	3	観光商工課	新道峠展望台活用事業	継続	排水処理能力の向上を図るため、既存の50人槽のバイオマストイレ排水処理施設を80人槽へ増設を行う。また、高齢者や障がい者にも配慮したユニバーサルトイレの建設を行う。	重点	にぎわい	重点
	4	観光商工課	石橋工業団地基盤整備事業	継続	石橋工業団地に新たな企業の立地が見込まれるため、上水道、下水道、道路等の周辺基盤整備を行う。	重点	にぎわい	重点
	5	観光商工課	空き店舗解消促進補助事業	継続	空き店舗を利用した飲食店の新規出店を促進し、地域のにぎわいの創出及び本市のイメージアップを図るため、市内にある空き店舗を利用した飲食店を開業する事業者へ補助金を交付する。	重点	にぎわい	重点
建設部	1	土木課	石和北小通り・石和郵便局通り改良事業	継続	都市計画道路の見直しを受け、石和町地内にある主要市道1-5号線（石和北小通り）及び1-8号線（石和郵便局通り）の道路整備を行い、市内交通網の充実化を図る。	重点	100年続く	重点
	2	土木課	新山梨環状道路関連道路整備事業	継続	新山梨環状道路建設ルートに合わせ、地域住環境及び現道ルートに配慮した側道整備を行い、周辺地域の更なる活性化を目的に整備する。	重点	100年続く	重点
	3	土木課	さくら温泉通りウッドデッキ改修事業	新規	さくら温泉通りの近津用水浴いにあるウッドデッキが老朽化しているため、改修を行い市民や観光客の安全な通行の確保、賑わいの創出に向け魅力向上を図る。		にぎわい	重点

部名	NO.	課名	事業名	種別	事業内容	R6 重点	総合計画 基本目標	適否
	4	まちづくり整備課	みさか桃源郷公園整備事業	継続	都市公園施設長寿命化計画に基づき、計画的な管理運営を行い、適切な時期に遊具等の更新などを行い公園施設の長寿命化を図る。令和7年度は、みさか桃源郷公園の遊具の更新とトイレの改修を行う。	重点	100年続く	重点
公営企業部	1	水道課	災害時応急給水計画策定事業	新規	災害又は事故等により上水道施設に被害が出て通常の配水ができなくなった場合に、迅速かつ円滑な応急対策活動を実施できるよう応急給水計画を策定する。		100年続く	重点
教育委員会	1	教育総務課	御坂中学校校舎等改築事業	継続	安全安心で適正な学校教育環境を確保するため校舎の改築及び柔剣道場の改修を行う。今年度に引き続き、令和7年度も新校舎の建設を進める。	重点	こころ豊か	重点
	2	教育総務課	新学校給食センター建設事業	新規	施設の老朽化に伴い、御坂学校給食共同調理場、八代学校給食センター、境川小学校調理場及び芦川小学校調理場を統合した、新学校給食センターを建設する。令和7年度は、厨房機器業者や設計業者の選定、測量、地質調査を行う。		こころ豊か	重点
	3	学校教育課	英語教育推進事業	新規	国際社会で活躍し、市の未来を拓く人材の育成を図るため、児童生徒の英語力向上に向けた取組を進める。令和7年度は、小中学校のALTを大幅に増員（小学校8名、中学校14、計22名）し、事業を進める。		こころ豊か	重点
	4	生涯学習課	石和清流館改修事業	新規	老朽化が著しい笛吹市石和清流館について、安全安心にスポーツに親しむ環境を確保するために、施設の改修を行う。令和7年度は、大規模改修工事に係る設計を行う。		こころ豊か	重点
	5	生涯学習課	八代総合会館改修事業	継続	設備の老朽化が著しく、不具合が生じていることから、利用者の安全性、利便性及び快適性の向上のため、特定天井の改修に合わせて施設の空調、照明、エレベーター、屋上防水等の改修を行う。	重点	こころ豊か	重点

部名	NO.	課名	事業名	種別	事業内容	R6 重点	総合計画 基本目標	適否
消防本部	1	指令課	消防指令業務共同運用 事業	継続	国中6消防本部において、消防事務の一部を互いに連携・協力するとともに、保有する人的・財政的な資源を有効活用し、持続可能な消防体制の整備及び更なる消防力の強化を図るため、令和8年4月1日から消防指令業務の共同運用を行う。	重点	100年続く	重点
事業数		37	事業				R7重点	36

# 令和7年度重点事業 施策別一覧表

令和6年11月1日 第2回臨時庁議資料

基本目標	施策	事業名	部名	課名	新規 拡充 継続	備考		
こころ豊かに暮らせるまち	子育てしやすいまちづくり	学童保育施設環境整備事業	子供すこやか部	子育て支援課	新規			
		石和第一保育所改築事業	子供すこやか部	保育課	継続			
		市立保育所リニューアル整備事業	子供すこやか部	保育課	新規			
		児童発達支援センター設置支援事業	保健福祉部	障害福祉課	継続			
		子育て世帯住宅取得補助事業	総合政策部	企画課	継続			
	誰もが安心して暮らせるまちづくり	(再掲) 児童発達支援センター設置支援事業	保健福祉部	障害福祉課	継続			
		フレイル予防推進事業	保健福祉部	長寿支援課	新規			
		若年がん患者在宅療養生活支援事業	保健福祉部	健康づくり課	新規			
	人と文化を育むまちづくり	安全安心な教育環境整備	新学校給食センター建設事業	教育委員会	教育総務課	新規		
			御坂中学校校舎等改築事業	教育委員会	教育総務課	継続		
		英語教育推進事業	教育委員会	学校教育課	新規			
		石和清流館改修事業	教育委員会	生涯学習課	新規			
		八代総合会館改修事業	教育委員会	生涯学習課	継続			
にぎわいあふれるまち	再び訪れたいまちづくり	新道峠展望台活用整備事業	産業観光部	観光商工課	継続			
		さくら温泉通りウッドデッキ改修事業	建設部	土木課	新規			
	実り豊かなブランド農林業づくり	収入保険加入補助事業	産業観光部	農林振興課	継続			
		笛吹市農業塾推進事業	産業観光部	農林振興課	継続			
	活力ある地域経済づくり	石橋工業団地基盤整備事業	産業観光部 建設部 公営企業部	観光商工課 土木課 水道課 下水道課	継続			
		空き店舗解消促進補助事業	産業観光部	観光商工課	継続			
	移り暮らせる魅力あるまちづくり	奨学金返還支援事業	総合政策部	企画課	継続			
		ふるさと納税事業	総合政策部	企画課	継続			
	100年続くまち	将来を見据えた土地利用を推進するまちづくり	石和北小通り・石和郵便局通り道路改良事業	建設部	土木課	継続		
		安全、安心で災害に強いまちづくり	防災体制整備	芦川支所及び芦川ふれあいプラザ改修事業	総務部	管財課	新規	
地区防災計画策定支援事業				総務部	防災危機管理課	継続		
衛星回線導入検討事業				総務部	防災危機管理課	新規		
拠点備蓄倉庫整備検討事業				総務部	防災危機管理課	新規		
災害時応急給水計画策定事業				公営企業部	水道課	新規		
個別避難計画作成事業				保健福祉部	福祉総務課	継続		
			新山梨環状道路関連道路整備事業	建設部	土木課	継続		
			(再掲) さくら温泉通りウッドデッキ改修事業	建設部	土木課	新規		
			消防指令業務共同運用事業	消防本部	指令課	継続		
快適な生活環境づくり		市営温泉施設改修	いちのみやももの里温泉改築事業	市民環境部	市民活動支援課	継続		
			みさかの湯改修事業	市民環境部	市民活動支援課	継続		
			なごみの湯改修事業	保健福祉部	福祉総務課	継続		
			春日居福祉会館(やまゆりの湯)改修事業	保健福祉部	福祉総務課	新規		
				(再掲) 石和北小通り・石和郵便局通り道路改良事業	建設部	土木課	継続	
				(再掲) 新山梨環状道路関連道路整備事業	建設部	土木課	継続	
				みさか桃源郷公園整備事業	建設部	まちづくり整備課	継続	
				AIデマンド交通事業	総合政策部	企画課	拡充	
市民が起点、地域社会を支える協働のまちづくり		(再掲) 個別避難計画作成事業	保健福祉部	福祉総務課	継続			
将来を見据えた行財政づくり	DX推進事業	生成AI導入事業	総合政策部	政策課	新規			
		(再掲) フレイル予防推進事業	保健福祉部	長寿支援課	新規			
	(再掲) ふるさと納税事業	総合政策部	企画課	継続				
重点事業			43	(再掲7事業含む)				

## 庁議付議事項概要書

協議事項・ <b>報告事項</b>		令和6年11月1日提出	
件名	令和7年度予算編成方針について	部局名	総合政策部
概要	<p>笛吹市財務規則第4条に基づき、「令和7年度予算編成方針」及び「令和7年度予算編成要領」を作成したので通知する。</p>		
経過	<p>毎年度、当初予算編成の指針となる、「予算編成方針」及び「予算編成要領」を作成し、本市の財政状況を踏まえ、部局別に一般財源の配分を行っている。</p>		
問題・課題	<p>国は、「歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。」と示し、地方においても引き続き厳しい歳出改革が求められることが見込まれる。</p> <p>本市においては、高齢化対策、子育て支援、老朽化する公共施設の維持補修や改修、激甚化・頻発化する災害への対応など、様々な課題に対応しなければならないほか、物価高騰や人件費の増加などによる歳出の増加が見込まれ、財源不足に対応するため、基金を取り崩さざるを得ない極めて厳しい見通しである。</p>		
対応策	<p>令和7年度当初予算編成に当たっては、徹底した歳出の見直し、市税などの歳入確保の努力を徹底する中で、「令和7年度予算編成方針」及び「令和7年度予算編成要領」に基づき行うものとする。</p>		
協議結果	【報告事項確認了】		

笛 財 第 889 号  
令和 6 年 11 月 1 日

各 部 長  
会計管理者  
議会事務局長  
消 防 長

} 殿

総 合 政 策 部 長

令和 7 年度予算編成方針について（依命通達）

このことについて、笛吹市財務規則第 4 条に基づき、別添のとおり「令和 7 年度予算編成方針」及び「令和 7 年度予算編成要領」を定めたので、これにより予算見積を行われない。

## 令和7年度予算編成方針

国は『令和7年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について』において、「歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。」と示し、地方においても引き続き厳しい歳出改革が求められることが見込まれる。

本市の社会経済活動はコロナ渦以前の状況に戻りつつあることから、歳入では市民税の増加が見込まれる。歳出では、高齢化対策及び子育て支援、老朽化する公共施設の維持補修や改修、激甚化・頻発化する災害への対応などの課題に対応しなければならず、また、物価高騰や人件費の増加などから歳出の増加が見込まれ、財源不足に対応するため、基金を取り崩さざるを得ない極めて厳しい見通しである。

このような中、第二次笛吹市総合計画で掲げた市の将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向け、各種事業をスピード感を持って取り組んでいく必要がある。

このため、令和7年度予算も、徹底した歳出の見直しや、財源と人的資源を重点的、効率的に配分するなど創意と工夫を重ねるとともに、収納率向上による市税収入の確保を始め、国及び県からの補助金や有利な交付税措置のある市債の活用、ふるさと納税寄附金や企業版ふるさと納税寄附金の獲得など歳入確保の努力を徹底し、施策・事業に必要な経費を計上する。

- 1 各部局においては、組織・人員体制や、働き方改革の推進といった観点を踏まえ、最大の事業効果が得られる適切な業務量について十分に考慮することとする。新規の事業を要求するにあたっては、スクラップ・アンド・ビルドの徹底や、既存の事務事業を着実に見直した上で予算要求を行うこととし、新規事業1件につき、廃止事業1件以上を要することとする。ただし、物価高騰対策に関する事業は除く。
- 2 国及び県の補助金や有利な交付税措置のある市債のほか、ふるさと納税寄附金、利用していない普通財産の売却処分など、あらゆる工夫を講じ、歳入の確保に全力で取り組むこととする。
- 3 新規事業はもちろんのこと、既存事業についても、活用可能な財源を徹底的に確認、洗い出しを行い、市負担の抑制に努めることとする。  
投資的経費のうち、普通建設事業については、国及び県の補助金や有利

な交付税措置のある市債を積極的に活用することにより、市負担を抑制しながら事業費の確保に努めることとする。

- 4 市単独補助金については、社会経済情勢の変化や初期の目的の達成状況、市と民間団体等の関係を踏まえた役割分担の明確化、県内市町村との比較などといった見直しの観点を踏まえ、補助目的や行政効果などを十分に検討し、不断の見直しを行うこととする。
- 5 令和4年3月に策定した「笛吹市SDGs推進方針」において、総合計画に掲げた市の将来像実現に向けた取り組みが、SDGs達成に寄与するものであるとし、全庁を挙げてSDGs達成を推進することから、SDGsの目標達成に関係する事業については、積極的に推進すること。

## 令和7年度予算編成要領

### 第1 総括事項

- 1 事業の取り組みに当たっては、国及び県の予算編成の動向等に十分に留意し、国及び県の補助金や有利な交付税措置のある市債を有効かつ適切に活用し、特定財源の確保に努めること。
- 2 新規事業の導入については、限られた財源・人的資源を有効に活用するという観点から、新規事業1件につき、廃止事業1件以上を要すること。  
なお、廃止事業は、単に事業の終了等に伴う自然減ではなく、存続する意義の乏しい事業及び投資効果の少ない事業を、積極的に廃止又は縮小する事業とし、別紙1「スクラップアンドビルド表」を課ごとに作成し提出すること。
- 3 人口減少対策、地域産業の振興施策など、部局間にわたる共通、類似の事業については、相互に密接な連絡、調整を図り、重複、競合を避けるとともに、事業計画に齟齬を来さないよう十分に留意すること。
- 4 特別会計及び企業会計については、一般会計と同様、経費の節減と収入の増加を図るとともに、その性格上、独立採算性を堅持すべきものについては、合理的な経営により経済性を高め、健全性の確保に努めること。
- 5 所属長は、働き方改革の推進といった観点を踏まえ、適切な業務量について十分考慮すること。また、職場の繁忙期等を把握し、担当間の連携等による弾力的な業務の執行を心がけ、時間外手当の縮減に努めること。
- 6 令和7年度当初予算は例年どおり通年予算とし、当初予算編成後における社会情勢の変化に伴う制度の改正や災害関連経費等やむを得ないもの以外は、年度途中における予算の補正は行わないこと。
- 7 事務事業の見直しについて、厳しい財政状況を踏まえ、職員全員が今までとおりの予算は確保できないということを念頭におき、全ての事務事業をゼロベースで徹底的な見直しを行う中で、真に必要な事務事業を見極め、廃止や休止なども含め検討すること。

- 8 特定財源については、歳入欠陥とならないよう関係機関と協議の上、精査して計上すること。また、特定財源から一般財源への財源更正は行わないこととする。
- 9 起債充当事業及び基金利子充当事業については、事前に財政課と協議を行うこと。
- 10 組織見直しが見込まれる課の事業については、現在の所管課が予算見積を行うこと。

## 第2 一般財源配分

- 1 各部局の裁量を強化した中で、部局長を中心に自主的な事務事業の効率的・効果的な予算編成を行い、また、各部局内の協力により創意工夫を図り、配分された所要額の範囲内で調整すること。なお、補正予算での増額を予定した単なる数字合わせの調整は厳に慎むこと。
- 2 部局別に配分する一般財源ベースでの予算見積限度額については、別紙2-2「令和7年度一般会計当初予算部局別一般財源配分額」のとおりとする。

## 第3 歳入に関する事項

歳入については、積算内容を十分に検討し、過大計上することなく、適正な財源の確保に努めること。

- 1 市税  
市税については、課税客体の適切な把握に努め、引き続き徴収率を上げる対策を講じること。
- 2 国庫支出金及び県支出金  
国庫補助金及び県補助金については、補助要綱等の詳細を確認し、事業の採択見通しを立てて予算見積すること。
- 3 使用料及び手数料  
過去の実績額を勘案の上、適切に積算すること。  
使用料については、市税と同様に徴収率の向上に努めること。  
手数料については、本庁部局所管課において総額を積算し予算計上す

ること。

#### 4 財産収入

財源確保の観点から、未利用地等の売却処分については、積極的に売却すること。

#### 5 その他の収入

過去の実績額を勘案の上、適切に積算すること。

なお、各支所においては、別紙3「支所計上歳入予算科目一覧表」における該当歳入科目を予算計上すること。

### 第4 歳出に関する事項

歳出については、厳しい財政状況下にあることから、事業効果等を十分に検証した上で、必要最小限の要求を行うこと。また、安易に前年度の実績によることなく、事務事業の効率化を図り、無駄を排除し、歳出削減に努めること。

#### 1 人件費

##### (1) 報酬

「笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」等の条例の規定により予算要求すること。

##### (2) 職員給

令和6年10月1日現在の人員を基本とし、別途総務課から示される額により積算すること。

##### (3) 会計年度任用職員に係る経費

会計年度任用職員に係る経費については、別途総務課と協議の上、職員給と同様に積算すること。

#### 2 扶助費

(1) 国及び県の動向に十分留意の上、対象、単価等を的確に把握し、過少過大にならないよう十分に注意し積算すること。

(2) 市単独事業や国及び県の基準への上乗せを行っている事業は、県内他市との比較を行うなど規模や単価等の検討を行い、適正な給付水準への見直しを行うこと。

(3) 国及び県の補助金の減額及び廃止等があった事業（過去も含め）については、事業の見直しを図る機会と捉え、その必要性を十分精査し、事業廃止を検討すること。

### 3 物件費

#### (1) 旅費

各種研修旅費について、総務課が取りまとめる研修については、総務課で予算要求を行い、各事務事業に必要な研修については、該当する課において予算要求すること。

なお、笛吹市職員等の旅費に関する条例の一部改正が予定されているので留意すること。

#### (2) 消耗品費

追録、定期刊行物等を再点検し、必要度が低いものは解約すること。

#### (3) 燃料費、光熱水費

価格高騰が続いている現状を踏まえ、適切に積算すること。

#### (4) 食糧費

会議時間の設定等を工夫して極力削減に努めること。

#### (5) 印刷製本費

市民に周知するものについては、広報紙、ホームページ等を積極的に活用するなど、その効果を考え、各課等の印刷物（特に全戸配布するもの）を極力削減すること。

#### (6) 手数料

ア 指定金融機関における公金の振込手数料等について、令和7年4月から導入が予定されていることから、会計課において、当該手数料を予算要求することとする。各課においては、想定される件数を適切に見込み、会計課に報告するとともに、歳出コストの縮減の観点から、債権者となる請負業者等に対し、振込手数料が無料となる山梨中央銀行石和支店に口座開設を依頼するなどの取り組みを行うこと。

イ コンビニ収納サービスにおける事務委託手数料について、令和7年4月から段階的に改定されるため、適切に積算すること。

ウ 指定金融機関等の窓口で、市が発行する納付書で収納した際に発生する納付書取扱手数料については、令和6年4月から導入しているが、収納コストの縮減と住民の利便性向上の観点から、引き続き、口座振替、コンビニ収納、スマートフォンアプリ決済導入などの取り組みを検討すること。

#### (7) 委託料

委託業務に係る積算について、国の積算基準等があるものについては、これにより積算すること。

##### (国の積算基準等)

ア 官庁施設の設計業務等積算基準

イ 建築保全業務積算基準

ウ 電気通信施設関係積算基準（設計・運転監視・点検・保守）

#### エ 有害鳥獣捕獲等事業積算マニュアル

なお、国の積算基準等のないものについては、政策課が示した「業務委託費の積算方法」により積算すること。

また、平成30年度に実施した事務事業評価の結果に基づき、改善が指摘され、対応が継続中の事項については、予算編成において反映させ、改善内容又は途中経過を事務事業概要書に記載すること。

#### (8) 備品購入費

大型備品等については、原則リース、レンタル(使用料及び賃借料)として予算要求すること。

#### (9) 情報システム関連経費

システムの導入、更新並びにパソコン等情報機器及びソフトウェアの購入等に係る予算要求については、事前に情報システム課と協議し、その協議書を添付すること。

### 4 補助費等

#### (1) 補助金

ア 市単独補助金については、縮減を前提とし、対象団体等の決算見込額及び繰越金の状況等を確認し、十分検証すること。原則、増額は認めない。なお、特定の対象団体への補助金を減額する場合は、事前に相手側と協議しておくこと。

イ 令和元年度に実施した事務事業評価の結果に基づき、改善が指摘された事項のみならず、全ての補助金について、事業効果、補助対象の状況を勘案し、精査見直しをすること。予算要求に当たっては、別紙4「補助金概要調書」を補助金ごとに作成し提出すること。

ウ 継続的に財政負担が生じる補助金は新設しないこと。やむを得ず新設する場合は、目的、内容、対象範囲、交付基準等を明確にし、更に終期を設定すること。

なお、本市を含む県内13市の状況一覧表を作成し添付すること。

#### (2) 負担金

ア 市長会で審査を行う法令外負担金以外については、その必要性及び財政効果を検討し、原則、増額は認めない。なお、財政効果が希薄と考えられる負担金については、見直しを行うこと。

イ 各種研修負担金について、総務課が取りまとめる研修については、総務課で予算要求を行い、各事務事業に必要な研修については、該当する課において予算要求すること。

### 5 維持補修費

#### (1) 修繕料

ア 修繕料については、担当課からの修繕料の補正及び流用の要求が多い現状を踏まえ、「令和7年度当初予算編成に伴う修繕に関する

調」により財政課で示した額以上の額を予算要求すること。

イ 1件100万円を超える修繕料については、原則、需用費修繕料ではなく、工事請負費に計上すること。

ウ 施設及びインフラの修繕については、個別施設計画及び長寿命化計画との整合を図ること。

## 6 普通建設事業等投資的経費

- (1) 公共施設等の更新、改修に係る経費については、原則、個別施設計画及び長寿命化計画に掲載している事業とすること。なお、計画に掲載されておらず、緊急のものについては、政策課と協議し、懸案協議に諮り、その結果を踏まえ計上すること。
- (2) 普通建設事業については、継続事業を優先的に実施する。なお、実施予定事業については、年次計画、図面等事業全体及び現況が分かる資料を必ず添付すること。
- (3) 国及び県の補助金を活用する事業については、県の担当機関と十分な確認を行い積算すること。なお、補助金が確保できない場合は、財政課と協議すること。
- (4) 事業執行段階で事業費が増加し、予算の流用や補正予算による対応とならないよう十分に精査し積算すること。

## 7 繰出金

特別会計への繰出金については、独立採算性の見地から適正に積算すること。

## 8 その他

- (1) 事務事業概要書の作成に当たっては、令和6年10月に開催した「当初予算要求に係る財務研修」のとおり、事業の目的を明確にし、現状を認識した上で、課題解決に向けた取り組みについて、簡潔明瞭に記載すること。また、所属長は、事務事業概要書について、自らが予算要求における責任者であることを自覚し、十分に内容を確認すること。
- (2) 予算見積りに当たっては、資料収集等を行い、積算根拠を明確にし、適正額を積算すること。
- (3) 消耗品費、工事請負費等において枠取りのための経費は、過去5年間の平均額を予算要求すること。
- (4) 備品購入費を複数個、工事請負費を複数箇所、予算要求する場合は、必ず優先順位を付けること。

## 第5 その他

### 1 債務負担行為

債務負担行為の設定を要する事業については、後年度に財政負担が義務付けられることを留意するとともに、限度額及び設定年度について、財政課と協議すること。

### 2 長期継続契約

長期継続契約は、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約や、事務機器、公用車の賃貸借及びこれらに対する運用・保守管理に関する契約など、地方自治法及び市条例で定められているので、留意すること。

### 3 予算流用・予備費充用

これまでに、予算の流用、予備費の充用により経費の増加があった事業については、現状及び過去の実績等を十分精査し積算すること。

### 4 その他

事業費の積算誤り、計上漏れが未だ見受けられるため、予算見積書を提出する際は、見積書打ち出し後、手計算による検算、財務会計システムに入力した職員以外の職員による、見積書と根拠資料の一致確認など、必ず二重、三重のチェックを行うこと。

## 第6 歳入歳出見積書等について

歳入歳出予算見積書については、次のとおりとする。

### 1 見積書の提出期日は、11月29日(金)とする。

### 2 新規事業については、原則として新たな事業科目を設定し、事業の概要、目的、効果を明瞭詳細に記載し、必ず終期を設定すること。

### 3 積算基礎は、基準、単価、数量、金額等1件ごとにできるだけ詳細に入力し、積算過程は円単位とすること。また、建設工事で分離発注する工事については、発注単位で予算計上すること。なお、債務負担行為及び長期継続契約については、その旨及び契約期間を入力すること。

### 4 積算根拠となる参考見積書等を必ず添付すること。

- 5 継続事業については、事業計画（年次別）をつけること。
- 6 料金後納郵便扱いのものにかかる郵送料は、総務課で一括して計上することとなっているので、変更等がある場合には総務課と協議を行うこと。

【別紙1】

令和7年度

スクラップ アンド ビルド表

所属名

〇〇〇部 〇〇〇課

スクラップ (事業の見直し又は廃止)			※スクラップとは、単に事業の終了等に伴う自然減ではなく、存続する意義の乏しい事業及び投資効果の少ない事業を、積極的に廃止又は縮小することをいう。			
款	項	目	中事業名	見直し又は廃止した内容	R6予算額 (単位：千円)	R7予算額 (単位：千円)
合 計					0	0

ビルド (新規又は拡充)						
款	項	目	中事業名	新規又は拡充する内容	R6予算額 (単位：千円)	R7予算額 (単位：千円)
合 計					0	0

## 令和7年度当初予算編成に係る一般財源見込

(単位：千円)

NO	款	令和5年度 決算額	令和6年度 一般財源配分額	令和7年度 一般財源見込額
1	市税	9,275,547	9,002,000	9,280,000
2	地方譲与税	271,788	277,000	288,000
3	利子割交付金	2,786	1,000	1,000
4	配当割交付金	49,142	51,000	45,000
5	株式譲渡割交付金	56,805	37,000	58,000
6	法人事業税交付金	161,335	142,000	143,000
7	地方消費税交付金	1,694,762	1,779,000	1,763,000
8	ゴルフ場利用税	38,959	38,000	39,000
9	環境性能割交付金	35,319	30,000	40,000
10	地方特例交付金	71,329	58,000	61,000
11	普通交付税	8,179,034	7,633,000	8,153,000
	特別交付税	823,076	500,000	500,000
12	交通安全対策交付金	6,792	8,000	8,000
13	前年度繰越金	3,000,224	400,000	400,000
14	市町村振興宝くじ交付金	12,043	10,000	12,000
15	臨時財政対策債	137,124	116,000	109,000
合 計		23,816,065	20,082,000	20,900,000

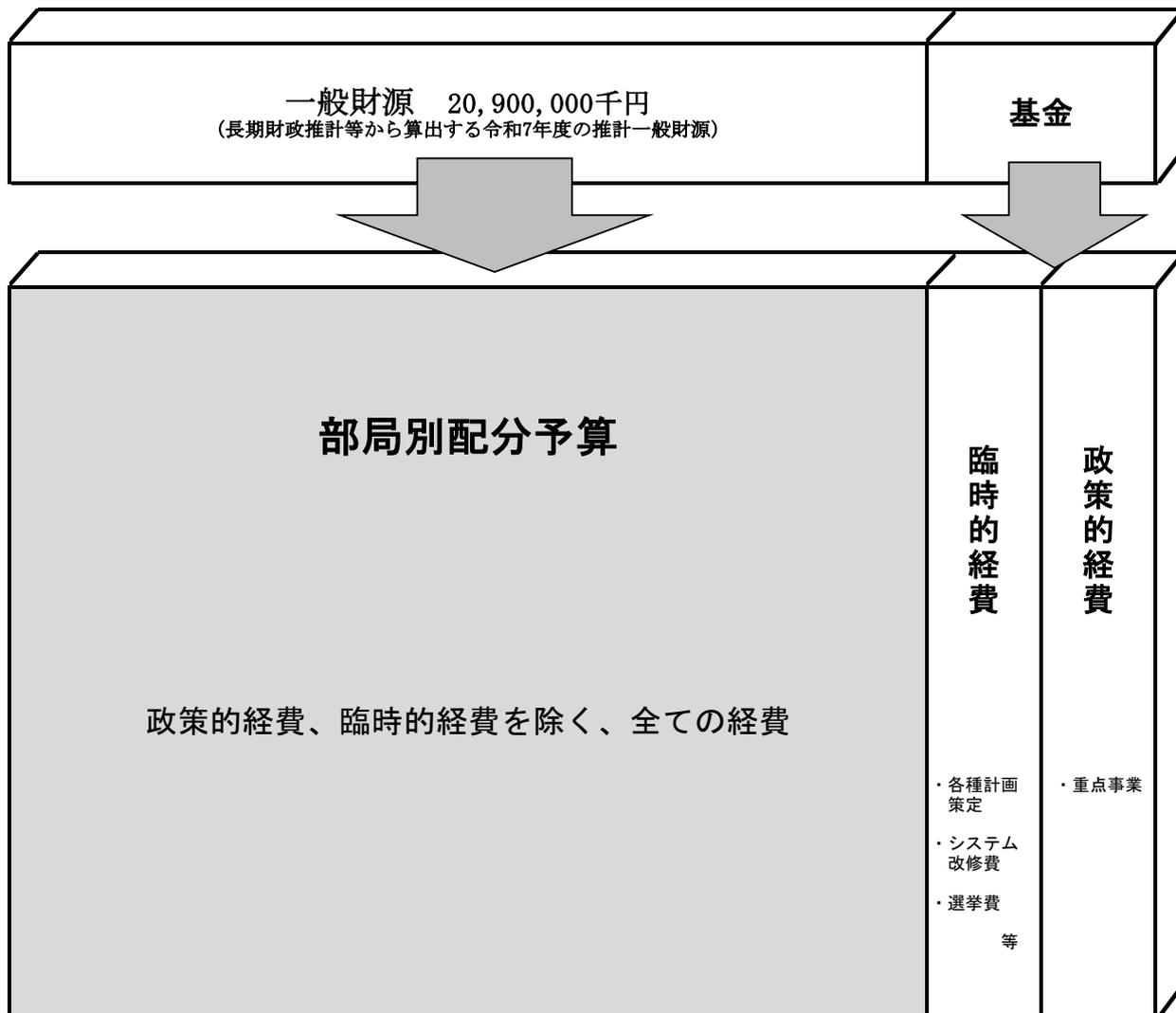
【別紙2-2】

## 令和7年度 一般会計当初予算部局別一般財源配分額

(単位：千円)

部局名	部局別一般財源配分額
1 議会事務局	214,000
2 総務部	1,906,000
3 総合政策部	4,945,000
4 市民環境部	1,882,000
5 保健福祉部	2,863,000
6 子供すこやか部	2,813,000
7 産業観光部	816,000
8 建設部	725,000
9 公営企業部	1,557,000
10 教育委員会	2,231,000
11 消防本部	853,000
12 会計課	95,000
合計	20,900,000

## 令和7年度当初予算 一般財源の配分及び基金の充当方針



**【別紙3】**

支所計上歳入予算科目一覧表

会計	款	項	目	節	細節	名称	予算計上額	当該支所
一般会計	21	4	2	1	5	コピー代	1,000円	各支所
	21	4	2	1	44	図書等頒布代	1,000円	各支所

## 【別紙4】

## 補助金概要調書

令和7年度

1	所管課				
2	補助金名				
3	要綱名				
4	終期設定				
5	補助事業の形態				
	(1) 内訳	国		県	
6 補助 金の 概要	(1) 補助対象				
	(2) 補助対象事業(活動)				
	(3) 補助対象経費				
	(4) 補助額(率)				
	(5) 補助額(率)算定根拠				
7	令和7年度当初予算額				(千円)
8	令和6年度予算現額				(千円)
9	継続理由及び見直し理由				
10	財政課所見 (記載不要)				